

分収林だより

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、県の森林・林業施策の推進につきましては、日ごろからご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年4月、社団法人かながわ森林づくり公社が解散したことにより、県が分収契約上の地位を引き継ぎました。今後は自然環境保全センター森林再生部分収林課が、承継しました約3,300haの分収林の管理及び整備を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、県では、平成19年度から良質な水の安定的な確保を目的に、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」をスタートさせ、水源地域の森林の整備を加速化させるとともに、50年後の未来につなぐ森づくりを目的とした「かながわ森林再生50年構想」を策定し、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、今後、半世紀をかけ、皆さんとともに森林再生に取り組んでいくこととしています。ご契約いただいております分収造（育）林地につきましても、公益的機能の高い森林づくりを目指していく予定です。

今後とも、分収林経営と県の森林整備にご協力をくださいますよう、重ねてお願いいたします。

神奈川県自然環境保全センター 所長 松田 宏一



平成22年度の整備状況

皆さんにご契約頂いている分収林は、水源かん養や県土の保全などの公益的機能を発揮しています。こうした森林の機能を高めるため、計画的に間伐・枝打ち等を行い、適正に管理しています。

区 分		平成22年度(見込み)	参考：平成23年度（予定）
施業面積	間 伐	71 ha	329 ha
	枝 打	31 ha	23 ha
整備実面積		75 ha	329 ha

＊ 同一契約地間伐・枝打の施業をおこなう場合があるため、「施業面積」と「整備実面積」は一致しません。

ファクシミリ 046(248)0737



分収林だより



神奈川県 自然環境保全センター

平成24年 2月 ～第2号～

「承継分収林」は、かながわ森林づくり公社（平成22年4月解散）から県が引き継いだ分収林の名称です。

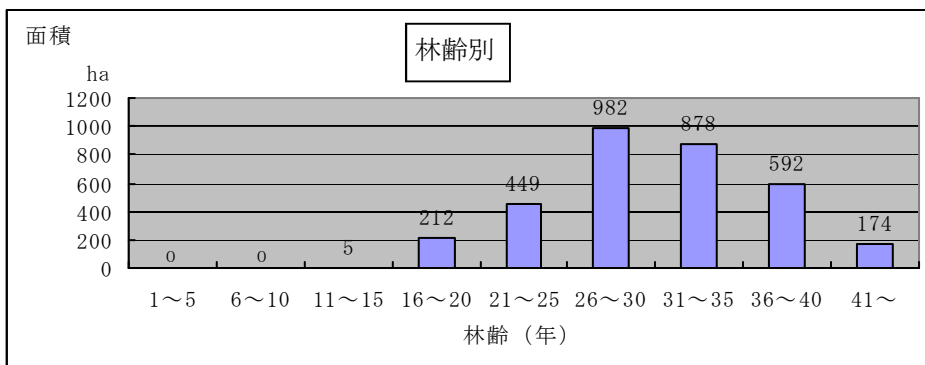
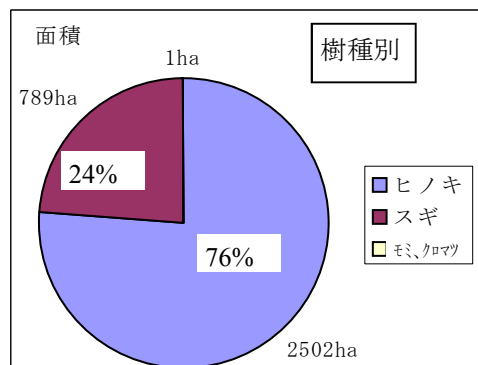


南足柄市承継分収林（同市矢倉沢）



相模原市承継分収林（同市緑区牧野）

＜現況＞ 承継分収林は県内12市町村に3,292haあります（平成23年12月末日現在）。ヒノキ林2,502ha（76%）、スギ林789ha（24%）で構成され、林齢は平均約30年生とまだまだ若く生育途上にあり、今後も県の「かながわ森林再生50年構想」に沿った森林づくりのため整備が不可欠です。



【最近の森林整備状況と予定】

皆さんにご契約いただいている分収林は、県で引継いだ後も計画的に間伐・枝打ち等を行い、適正に管理しています。

	工種別	平成22年度 (実績)	平成23年度 (見込み)	平成24年度 (予定)
施業面積	間伐	71 ha	281 ha	264 ha
	枝打ち	31 ha	34 ha	66 ha

* 間伐と枝打ちは、同じ箇所で行われる場合があります。

* トピックス

<< 間伐材の搬出・販売の取組 >>

林道から近いなど条件が良い箇所では、森林整備で発生した間伐材の搬出・販売に取り組んでいます。材はまだ細く搬出等の経費を差し引くと収益が出ることは少ないのですが、間伐材の有効利用と市場での高値評価を期待して取組を進めています。



林道沿いに搬出した間伐材
(南足柄市矢倉沢)

< 原木市場へ運搬して販売します >



<< 森林の巡視は森林監守が行っています >>

昨年度は、旧公社の巡視員や職員が現地調査を兼ねて行っていた森林巡視を、今年度から県営林の巡視を行っている森林監守が一体的に行うこととし、円滑に保護・管理されるようになりました。下の写真は、巡視の様子です。



箱根町畑宿



相模原市緑区日連



清川村宮ヶ瀬

県からのお願い

次のような場合は、自然環境保全センター森林再生部分収林課までご連絡ください。

- 相続などにより契約名義が変更になった。
- 代表者が変更になった。(企業、組合、寺社などで契約されている場合)
- 住所や電話番号などに変更があった。

これらの変更の届け出をいただかないと皆さんと連絡を取ることができなくなりますので、ご協力よろしくお願いします。

連絡先

自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121

厚木市七沢657

電話 046-248-6802

FAX 046-248-0737



<年1回発行>

分収林だより



神奈川県自然環境保全センター

平成25年 2月 ～第3号～



山北町承継分収林
(足柄上郡山北町神縄)

「承継分収林」は、かながわ森林づくり公社（平成22年4月解散）から県が引き継いだ分収林の名称です。県では、かながわ森林再生50年構想を踏まえて適正な管理及び整備を行い、公益的機能の高い森林づくりに取り組んでいます。

<写真= 丹沢湖より望む>

最近の森林整備状況と予定

皆さんにご契約いただいている承継分収林は、県で引継いだ後も計画的に森林整備(間伐、枝打ち等)を行っています。

	工種別	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (見込み)	平成25年度 (予定)
施業面積	間伐	71 ha	281 ha	225 ha	353 ha
	枝打ち	31 ha	34 ha	88 ha	10 ha

* 間伐と枝打ちは、同じ箇所で行われる場合があります。



H24相模原市承継分収林整備業務
(相模原市緑区牧野)



H24厚木市・愛川町承継分収林整備業務
(愛川町半原)

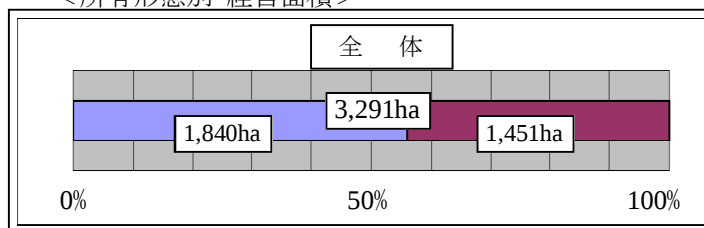
(裏面もご覧ください)



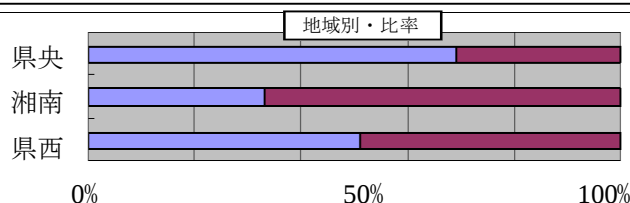
H24小田原市承継分収林整備業務
(小田原市久野)

データで見る承継分収林

<所有形態別 経営面積>



私有林<個人・共有・生産森林組合・社寺・会社等>
公有林<市町村・財産区・一部事務組合>



県央地域<相模原市・厚木市・愛川町・清川村>
湘南地域<秦野市・伊勢原市>
県西地域<小田原市・南足柄市・松田町・山北町・箱根町・湯河原町>

所有形態別で見ると個人や会社、生産森林組合などが所有する「私有林」が半分以上(56%)を占め、市町村などが所有する「公有林」の割合(44%)を上回っています。これを地域別で見ると県央地域は比較的私有林が多く、湘南地域は公有林が多くなっています。

<平成24年12月末日 現在>

トピックス



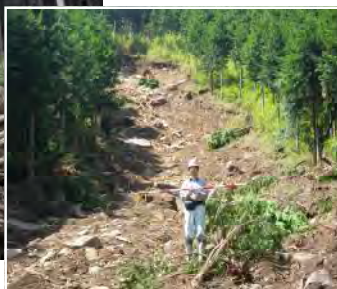
土地境界の管理

森林内の土地境界に打ってある杭の位置をわかりやすくするため現場に行った時などを利用し随時「境界見出し標」の設置を行っています。



気象災害への対応

近年、台風等において異常な集中豪雨が多発して、森林の風倒害や林地崩壊が発生しています。



思い出の1コマ



苗木を運搬している様子
(昭和50年頃)

承継分収林が被災した時には速やかに現地調査及び森林国営保険の請求手続きを行い、契約者の方に保険金をお渡しするとともに当該箇所を除地扱いとする手続きをしています。

県からのお願い

次のような場合は、自然環境保全センター 森林再生部分収林課までご連絡ください。

- ◇ 相続等により契約名義が変更になった。
- ◇ 代表者が変更になった。(組合、寺社、会社等で契約されている場合)
- ◇ 住所や電話番号などに変更があった。

これらの変更の届け出がないと、将来発生する分収交付の手続き等に支障が生じる場合があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

連絡先

神奈川県
自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 046-248-6802
FAX 046-248-0737



年1回発行

分収林だより



神奈川県自然環境保全センター

平成26年2月 ～第4号



南足柄市承継分収林
冬景色

「承継分収林」は、かながわ森林づくり公社（平成22年4月解散）から県が引き継いだ分収林の名称です。県では、かながわ森林再生50年構想を踏まえて適正な管理及び整備を行い、公益的機能の高い森林づくりに取り組んでいます。

＜撮影＝平成26年2月＞

最近の森林整備状況と予定

皆さんにご契約いただいている承継分収林は、県で引継いだ後も計画的に森林整備（間伐、枝打ち等）を行っています。

	工種別	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (見込み)	平成26年度 (予定)
施業面積	間伐	71ha	281ha	225ha	337ha	399ha
	枝打ち	31ha	34ha	85ha	53ha	8ha

＊ 間伐と枝打ちは、同じ箇所で行われる場合があります。

間伐の作業



H25南足柄市承継分収林整備業務
(南足柄市矢倉沢)

枝打ちの作業



H25松田町承継分収林整備業務
(松田町寄)

(裏面もご覧ください)

間伐材の搬出



H25小田原市承継分収林整備業務
(小田原市久野)

～思い出の1コマ～



植林をしている様子



植林後の風景

思い出の1コマ

昭和43年の最初の植林から平成8年の最後の植林までの29年間、北は相模原市（旧藤野町）の県境から南は湯河原町まで3,520haの新規植林を行い、使用した苗木は16,283,774本に達しました。

トピックス

間伐材の有効活用や将来の木材生産のための基盤整備として、森林作業道の作設を進めています。今年度は、南足柄市内に3路線、計1,246mを作設しました。

来年度も約900mの作設を計画しています。

南足柄市三竹地内



調査・測量



作業風景



南足柄市矢倉沢地内



作業風景



完成

県からのお願い

次のような場合は、自然環境保全センター 森林再生部分収林課までご連絡ください。

- ◇ 相続等により契約名義が変更になった。
- ◇ 代表者が変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合）
- ◇ 住所や電話番号などに変更があった。

これらの変更の届け出がないと、将来発生する分収交付の手続き等に支障が生じる場合があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

連絡先

神奈川県
自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121

厚木市七沢657

電話 046-248-6802

FAX 046-248-0737



年1回発行

分収林だより



神奈川県自然環境保全センター

平成27年3月 ～第5号



秋めく南足柄の山々と
承継分収林の風景

「承継分収林」は、かながわ森林づくり公社（平成22年4月解散）から神奈川県が引き継いだ分収林の名称であり、県ではかながわ森林再生50年構想を踏まえ、適正な管理及び整備を行うことにより、公益的機能の高い森林づくりに取り組んでいます。

＜ 撮影＝ 平成26年11月＞

最近の森林整備状況と予定

県では、かながわ森林づくり公社から引継いだ後も計画的に「承継分収林」として、森林を整備（間伐、枝打ち等）しています。

工種別	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (予定)
間伐	71ha	281ha	225ha	337ha	293ha	290ha
枝打ち	31ha	34ha	85ha	53ha	109ha	未定

※間伐と枝打ちは同じ箇所で行われる場合があります。

※平成27年度の枝打ちについては間伐予定箇所の現地調査後に計画します。

間伐作業

枝打ち作業

集材作業



H26山北町承継分収林整備業務
(山北町皆瀬川)



H26相模原市承継分収林整備業務
(相模原市緑区牧野)



H26南足柄市承継分収林整備業務
(南足柄市矢倉沢)

(裏面もご覧ください)

トピックス

整備業務の実施

まず、整備箇所の現況調査や測量を行い、それに基づき、整備内容を決定して業務を発注します。

業者へ発注後は、作業の指導や確認、完成検査等により、適切な整備が行われるよう図っています。



作業道調査・測量



選木確認

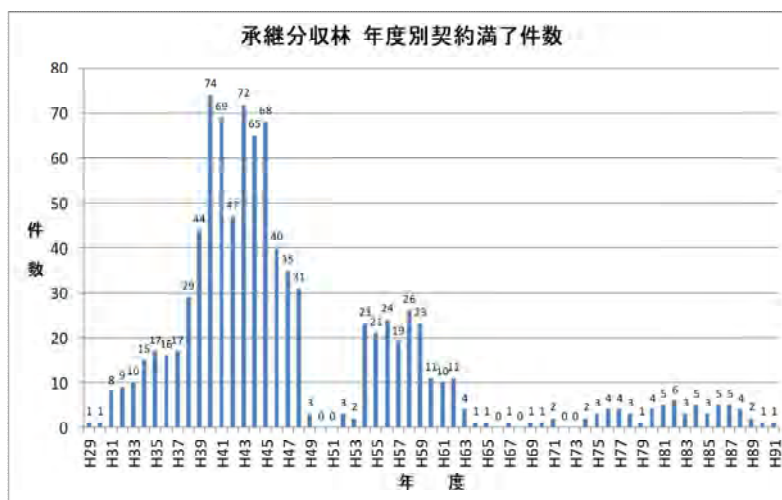


現採丸太筋工完成確認

承継分収林の今後の取扱いについての検討

現在、分収林契約の総数は916件となっています。昭和43年度の最初の契約以来、旧森林づくり公社及び県において植林と保育に努めてまいりましたが、いよいよ3年後の平成29年度に最初の契約満了を迎え、その後も続々と契約が満了となる予定です。

契約では満了時まで造林木を収穫し収益を分収することになっていますが、木材価格の低迷、労務費の上昇など林業経営にとって困難な状況が続いており、収益分収できない契約が相当数出ると想定せざるを得ない状況です。



また、仮に造林木を皆伐して返地した場合、跡地の植林・保育はどうするのか、あるいは、分収困難地を伐採せずに返地した場合、その後の森林管理をどうするのか等、現契約に従って事業を進めると様々な問題が生じることが危惧されます。

そこで、県では、森林の公益的機能の持続的発揮と返地後の森林所有者の皆様の管理負担の軽減を図るため、整備目標の見直しや、これに伴う契約期間の見直しなど、今後の承継分収林の取扱いについて、検討を進めているところです。

県からのお願い

次のような場合は、自然環境保全センター 森林再生部分収林課までご連絡ください。

- ◆ 相続等により契約名義が変更になった。
- ◆ 代表者が変更になった。(組合、寺社、会社等で契約されている場合)
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらの変更の届け出がないと、将来発生する分収交付の手続き等に支障が生じる場合があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

連絡先

神奈川県
自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121

厚木市七沢657

電話 046-248-6802

FAX 046-248-0737



年1回発行

分収林だより



神奈川県自然環境保全センター

平成28年3月 ～第6号～



(松田町承継分収林)



かなりんちゃん

今後の分収林の取扱いについて

神奈川県では、かながわ森林づくり公社の解散に伴い、平成22年4月に分収造(育)林契約を引き継ぎ、造林地の整備を進めてまいりました。

昭和43年に始まった分収造林は、今後、平成29年度から契約期間の満了を迎えていくこととなりますが、木材価格の長期低迷や、搬出経費の上昇などにより、契約目的である収益の分収が困難となる契約が出てくるのが想定されます。

そこで、道から遠いなど特に収益の確保が困難と想定される私有林については、来年度以降、順次契約満了を迎える予定の森林所有者様から意向を確認し、希望に応じて契約満了後に森林所有者様にとって比較的手間のかからない森林(県民の皆様にとっては水源かん養などの環境保全機能の高い森林)への誘導を目的とした森林整備手法を導入していく計画です。

また、道から近い森林や現行の森林整備を希望する森林所有者様との契約については、引き続き従来どおりの整備を進めていく計画としておりますが、詳しくは、説明会などにより新たな制度についてお伝えしていく予定ですので今後ともご協力をお願いします。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです

次のようなことはありませんか？

該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方(分収林だより宛名方)から相続を受けた。
- ◆ 代表者が変更になった。(組合、寺社、会社等で契約されている場合)
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



かなりんちゃん

連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 046-248-6802

内線251～253 分収林課担当まで
(受付時間 平日8:30～17:15)

ファックス 046-248-0737

最近の森林整備状況と予定

承継分収林経営面積約3,300haのうち、平成27年度は316haの間伐を行いました。

工種別	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (予定)
間伐	281ha	225ha	337ha	293ha	316ha	363ha
枝打ち	34ha	85ha	53ha	109ha	51ha	未定

※間伐と枝打ちは同じ箇所で行われる場合があります。

※平成28年度の枝打ちについては間伐予定箇所の現地調査後に計画します。

「承継分収林」は、かながわ森林づくり公社（平成22年4月解散）から神奈川県が引き継いだ分収林の名称です。
県では、「かながわ森林再生50年構想」を踏まえ、適正な管理及び整備を行うことにより、公益的機能の高い森林づくりに取り組んでいます。



かなりんちゃん

枝打ち作業



相模原市緑区長竹

集材作業



松田町寄

発行者：神奈川県自然環境保全センター 森林再生部 分収林課
(〒243-0121 神奈川県厚木市七沢657)

発行日：平成28年3月発行





分収林だより



神奈川県自然環境保全センター
平成29年3月～第7号～



相模原市承継分収林（相模原市緑区鳥屋地内）



承継分収林の今後の取扱いなどについて説明会を開催しました

平成29年2月12日、19日、26日に平成29年度から取組を始める環境保全分収林制度を中心とした、承継分収林の今後の取扱いなどに関する説明会を県内3箇所で開催しました。寒い中100名近いご参加をいただき、ありがとうございました。当日の説明会で使用した資料を同封するとともに、環境保全分収林に関する主な質問内容について紹介します。



津久井会場(平成29年2月12日)



質疑応答の概要

Q1 環境保全分収林への契約変更は、現行契約の満了まで待つのでしょうか？

A1 現行契約の満了を待たずに進めていきます。環境保全分収林への契約変更は、平成38年度までに終了することとし、平成29年度から平成33年度の5か年で可能な限り事務を進めていく予定です。(※環境保全分収林については、同封資料の資料-③を参照ください)

Q2 契約地が環境保全分収林の対象か、どうやって知ることが出来るのでしょうか？

A2 環境保全分収林の対象となる道から200m以遠の契約地については、地図情報を活用して大まかに把握ができていますが、木材搬出の可能性などについて今後調査を行う計画ですので、契約地ごとの調査結果に基づき収益の見込みなどと併せてお知らせしていく予定です。

Q3 環境保全分収林への契約変更ではなく、水源協定林として契約できないのでしょうか？

A3 承継分収林は、県が公社の債務を負担し、移管後も県が森林整備を進め森林として適正な状態を保っています。そのため、荒廃した森林を対象に事業を進める水源協定林とは事情が異なっており承継分収林を水源協定林として契約することは出来ません。しかしながら、環境保全分収林も水源協定林と同様に県が進める水源の森林づくり事業として、森林の持つ水源かん養など公益的機能を高め、土地所有者の負担軽減を図ることを目的として事業を実施していくこととしておりますのでご理解をお願いします。

平成28年度に山北町の分収林の整備をしていただいた林業事業体の皆様を紹介します

有限会社 丹沢



弊社は山北町で平成24年4月から森林整備事業を開始しました。当初は4名でスタートしましたが、現在は10名に仲間が増えました。30・40歳代が中心で大半が「かながわ森林塾」の修了生です。林業経験は浅い者が多いですが、森林の中で仕事をすることに生きがいを感じています。これからも「森林環境の未来へ」を合言葉にして森と謙虚に係っていきます。

有限会社 丹沢

このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。



整備状況

除伐作業



H28山北町承継分収林整備業務
(山北町谷ヶ)

間伐作業



整備作業後



契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです



次のようなことはありませんか？

- ◆ 相続や代表者(組合、寺社、会社等で契約されている場合)の変更などにより、契約の名義に変更があった
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。

連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 046-248-6802

内線251～253 分収林課担当まで
(受付時間 平日8:30～17:15)

ファックス 046-248-0737

発行者：神奈川県自然環境保全センター 森林再生部 分収林課

(〒243-0121 神奈川県厚木市七沢657)

発行日：平成29年3月発行

年1回発行

分収林だより

神奈川県自然環境保全センター
平成30年3月 ～第8号



環境保全分収林制度が始まりました

山北町承継分収林

平成29年2月に県内3箇所で開催した説明会には、まだ寒い中多くの方にご参加いただきました。そこで紹介した「環境保全分収林制度」について、平成29年度から取組みが始まりましたので、ご報告します。



○環境保全分収林とは

- ・道から200m以遠等で収益性が悪く、木材搬出の可能性が低い契約地が対象となります。
- ・現行の分収林契約から契約変更を行い、環境保全分収林とします。
- ・500本/ha程度の森林となるよう整備を行うことで、収益分収の可能性を残しながら、管理の手間がかかりにくく、公益的機能の発揮も見込める状態を目指します。

○平成29年度に行った取組み

1 契約変更に向けた現況調査

相模原市、南足柄市、山北町、小田原市内の契約の一部である783haについて、現況調査等を行いました。

この結果を基に、それぞれの契約が環境保全分収林の対象となるか判断していきます。

2 契約変更

財産区等の森林を中心に215haの契約変更手続きを進めました。

3 森林整備事業

契約変更について同意を得たうえで環境保全分収林として104haの整備を行いました。

○これからの予定

引き続き現況調査を進め、調査結果については、順次皆さまにお伝えすると共に、環境保全分収林の対象となる場合は、契約変更に関する意向についても確認させていただきます。

また、契約変更に同意していただいた森林については、契約を変更し、目標とする1haあたり500本程度の森林を目指して順次整備を進めていきます。

平成29年度に松田町内の分収林の整備をしていただいた林業事業体の皆様を紹介します

有限会社 西湘造林



朝ミーティングを行い業務の安全管理を徹底します

弊社は、平成16年5月に小田原市で造林業を主として創業しました。当初は2人で、仕事があればどこへでも行きました。知り合いがいた関係で、伐採・植栽をしに三宅島へ行ったこともあります。林業の会社を始めた以上、素材生産をやって一人前と思っていました。

今では、仕事の6割が素材生産で造林（森林整備）は4割ほどです。丸太の搬出はとても経費が掛かるうえ、山主さんへの還元もあり、高性能林業機械の導入等効率的な経営を目指しています。

引き続き、神奈川県のために出来ることを追及していこうと思っております。

西湘造林 代表取締役 佐藤



チェーンソーによる間伐作業の様子



グラブ付フォワーダ



タワーヤード

高性能林業機械を導入し、素材生産に力を入れています



このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです

次のようなことはありませんか？

該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方（分収林だより宛名方）から相続を受けた。
- ◆ 代表者に変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 046-248-6802

内線251～253 分収林課担当まで
(受付時間 平日8:30～17:15)

ファックス 046-248-0737

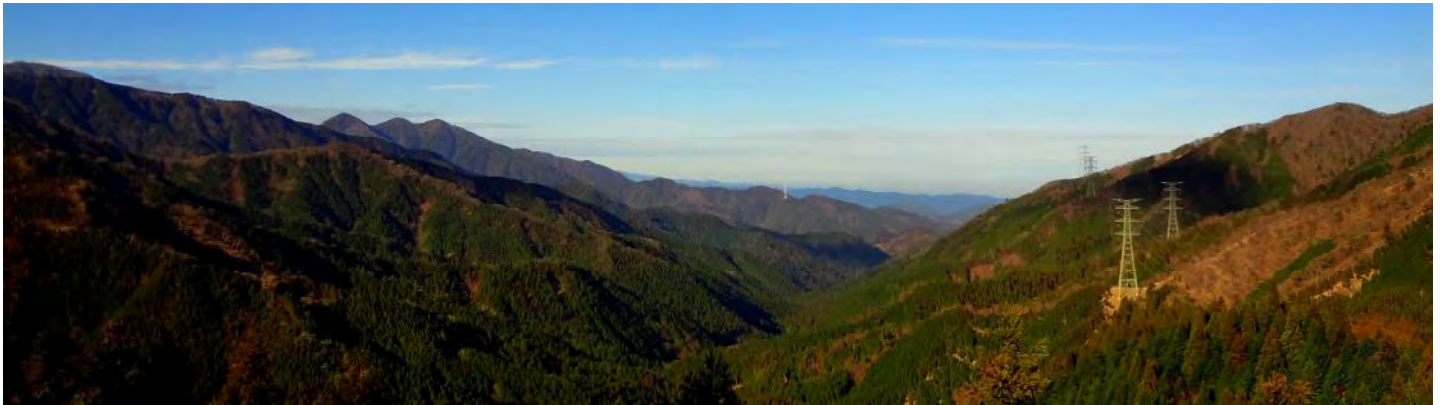


年1回発行

分収林だより



神奈川県自然環境保全センター
平成31年3月 ～第9号～



秦野市承継分収林



環境保全分収林制度の取組状況をご報告します

平成29年度から取組みを始めました「環境保全分収林制度」は、おかげさまで順調に進んでいます。そこで、その取組状況等をご報告します。



○環境保全分収林とは

- ・道から200m以遠等で収益性が悪く、木材搬出の可能性が低い契約地が対象となります。
- ・対象地において環境保全分収林を希望される場合、契約変更を行います。
- ・契約変更後は、500本/ha程度まで間伐を行うことで、収益分収の可能性を残しながら、管理の手間がかからず、持続的な公益的機能の発揮も見込める森林を目指します。

○平成29年度～平成30年度の取組状況

- 1 契約変更に向けた現況調査及び意向調査
現況調査を平成29年度は783ha、平成30年度は537haの計1,320ha行いました。(進捗率44%)
また、環境保全分収林に契約変更を希望するかどうかなどの意向調査を平成30年度に約100名の契約者の皆様に行いました。
- 2 契約変更
平成29年度は215haの契約変更手続きを行いました。平成30年度は約350haの契約変更手続きを行う予定です。
- 3 森林整備事業
環境保全分収林として、平成29年度は104ha、平成30年度は120haの整備を行いました。

○これからの予定

平成29年2月に開催した説明会では、地区ごとに説明会を順次、開催すると説明しましたが、皆様の契約森林の現況や環境保全分収林の内容を個別にご説明の方が、より適切であるとの考えから、契約者の皆様全員に直接、説明させていただき、環境保全分収林への契約変更などの意向を伺う方法に変更させていただきますのでよろしくお願いします。

平成30年度に分収林整備や間伐作業VR映像撮影協力をしていただいた林業事業体の皆様を紹介します

有限会社 奥津造園



作業前にミーティングを行い安全管理を徹底します

弊社は平成元年に造園業者として発足致しました。屋号こそ当時のまま造園を名乗ってはいますが、今では造園、土木、舗装、設計、環境コンサル等様々な分野で活躍しています。

林業も弊社の基幹事業の一つであり、その多くが承継分収林等の整備事業です。現在、奥津造園林業班として常時10人程度が森林整備に従事しています。最近では特に素材生産に力を入れており、スイングヤーダ2台、グラップルローダ2台、フォワーダ1台、計5台の高性能林業機械を自社で所有しています。

弊社は建設業出身ですので、建設業と林業のノウハウをミックスさせた、独自の品質管理、安全管理を特徴としております。そのため、林業分野においては軽微なものも含め事故は一切ありません。今後も無事故で、さらなる品質向上に努めながら、森林整備に尽力していくつもりです。

有限会社 奥津造園 代表取締役 奥津美明
小田原市久野959番地1 HP : <http://okutuzouen.com>



チェーンソーによる間伐作業の様子



グラップルローダ

高性能林業機械を導入し、素材生産に力を入れています



スイングヤーダザウルス



このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです



次のようなことはありませんか？

該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方（分収林だより宛名方）から相続を受けた。
- ◆ 代表者に変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合）
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



連絡先

神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 **046-248-6802**

分収林課まで
(受付時間 平日8:30~17:00)

ファックス 046-248-0737



山北町承継分収林

環境保全分収林制度について

平成29年度から取組みを始めた「環境保全分収林制度」は、順次、契約変更手続きを進めているところですが、改めて制度をご紹介させていただきます。



〇分収林契約の取扱いについて

林道から近く（概ね200m以内）、木材を利用できるにもかかわらず、契約満了時に収益が見込めない森林については、契約の延長及び再契約を行わず分収林契約を終了し、伐採しなかった立木を土地所有者へ無償譲渡することとしています。なお、無償譲渡後の森林管理は、みなさま自身にて行っていただくことになります。

一方、林道から遠い（概ね200m以遠）など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林については、みなさまのご意向を確認させていただいたうえ、「環境保全分収林」として契約変更することが可能です。

①林道から近く木材を利用できる森林の今後について（契約満了後）

契約満了時は収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益を見込める可能性があります。県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合等へ直接お問い合わせいただくか、もしくは県機関（地域県政総合センターの林業普及担当）へお問い合わせください。

②林道から遠い等の条件不利森林の今後について（契約変更後）

契約期間を概ね20年延長し、「環境保全分収林」として、さらに森林整備を継続する森林は、間伐の回数を増やして徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していきます。

令和元年度に分収林の整備を実施していただいた林業事業体の皆様を紹介します

株式会社湯山林業



若いメンバーも活躍しています

弊社は、山北町で昭和13年より国有林から切り出した天然木（ケヤキ・ホウノキ）や炭をトラックで運ぶ、神奈川県でただ1つの世附森林鉄道がある頃から素材生産をしています。

昭和55年に法人となり、素材生産の他に、まな板・しゃもじ等の加工生産もしておりましたが、今は主に素材生産と森林整備を行っております。

令和元年台風19号のつめ跡を受け、林道が崩れて現場に入ることが大変でしたが、林業経験50年の大ベテランから駆け出しの若者までがワンチームとなり、『森林を元気に』をモットーに自然とふれあい、森林整備に力を入れ自然災害を少しでも防止できるよう努めたいと思っております。

株式会社湯山林業 代表取締役 湯山 栄
足柄上郡山北町世附742-2



間伐作業の様子



間伐作業後の森林



素材生産の実施風景



このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。

森林被害について

昨年の台風19号により、県内の各地の森林が被災したことから、今後、順次被災状況を把握したうえで、森林保険の請求手続きを進めていく予定です。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです

次のようなことはありませんか？

該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方（分収林だより宛名方）から相続を受けた。
- ◆ 代表者に変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合）
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657

電話 046-248-6802

分収林課まで

（受付時間 平日8:30～17:00）

ファックス 046-248-0737



年1回発行

分収林だより



神奈川県自然環境保全センター

令和3年3月 ～第11号～



かなりんちゃん

清川村承継分収林

環境保全分収林制度について

平成29年度から取組みを始めた「環境保全分収林制度」は、順次、契約変更手続きを進めているところですが、改めて制度をご紹介させていただきます。



○分収林契約の取扱いについて

林道から近く（概ね200m以内）、木材を利用できるにもかかわらず、契約満了時に収益が見込めない森林については、契約の延長及び再契約を行わず分収林契約を終了し、伐採しなかった立木を土地所有者へ無償譲渡することとしています。なお、無償譲渡後の森林管理は、みなさま自身にて行っていただくことになります。

一方、林道から遠い（概ね200m以遠）など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林については、みなさまのご意向を確認させていただいたうえで、「環境保全分収林」として契約変更することが可能です。

①林道から近く木材を利用できる森林の今後について（契約満了後）

契約満了時は収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益を見込める可能性があります。県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合や林業会社へ直接お問い合わせいただくか、もしくは県機関（地域県政総合センターの林業普及担当）へお問い合わせください。

②林道から遠い等の条件不利森林の今後について（契約変更後）

契約期間を概ね20年延長し、「環境保全分収林」として、さらに森林整備を継続する森林は、間伐の回数を増やして徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していきます。

（裏面もご覧ください）

令和2年度に分収林の整備を実施していただいた林業事業体の皆様を紹介します

高崎林業株式会社



作業前にミーティングを行い安全ポイントを共有しています

弊社は8年前に個人事業主としてスタートし4年前から法人化、現在の高崎林業株式会社として徐々に神奈川県等発注の森林整備事業を元請けでもやらせてもらうようになってまいりました。

代表と事務員、そして現場では常時5人程度が森林整備に従事しています。

木材搬出にあたっては、大型集材機を使ったジグザグ集材をメインにやってまいりましたが、2年程前にWウィンチ式グラップルローダー、今年に入ってから木材運搬用トラックを購入し、全木集材、プロセッサ造材等を取り入れ、搬出技術も向上しました搬出方法も広がってきています。

技術も大切ですがやはり安全が第一、従業員含めひとりひとりがかけがえのない存在ですので、毎日無事に家に帰れるように特に安全に対しては今後もさらに研鑽を積みながら、安全で確実丁寧な森林施業を行ってまいります。

高崎林業株式会社



Wウィンチ式グラップルローダー



大型集材機による集材作業



木材運搬トラックによる運搬



このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです

次のようなことはありませんか？

該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方（分収林だより宛名方）から相続を受けた。
- ◆ 代表者に変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合）
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121

厚木市七沢657

電話 046-248-6802

分収林課まで

（受付時間 平日8:30～17:00）

ファックス 046-248-0737



年1回発行

分収林だより

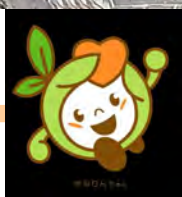


神奈川県自然環境保全センター

令和4年3月 ～第12号～

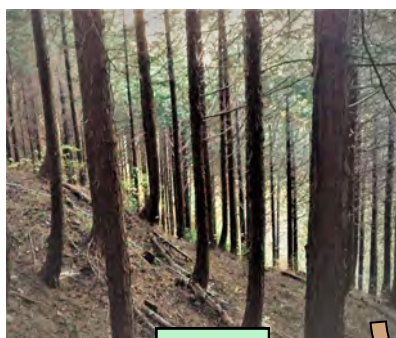


山北町承継分収林

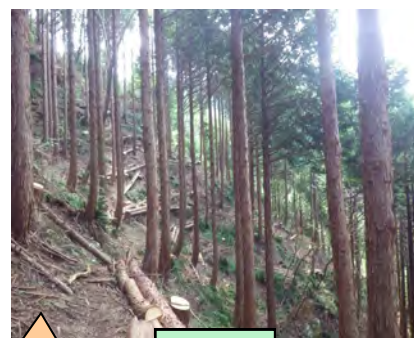


環境保全分収林制度について

平成29年度から取組みを始めた「環境保全分収林制度」は、順次、契約変更手続きを進めているところですが、改めて制度をご紹介させていただきます。



整備前



整備後

○分収林契約の取扱いについて

林道から近く（概ね200m以内）、木材を利用できるにもかかわらず、契約満了時に収益が見込めない森林については、契約の延長及び再契約を行わず分収林契約を終了し、伐採しなかった立木を土地所有者へ無償譲渡することとしています。なお、無償譲渡後の森林管理は、みなさま自身にて行っていただくことになります。

一方、林道から遠い（概ね200m以遠）など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林については、みなさまのご意向を確認させていただいたうえ、「環境保全分収林」として契約変更することが可能です。なお、共有林の場合は、原則として共有者全員の同意が必要です。また、県は関係者の取りまとめを行っておりません。

①林道から近く木材を利用できる森林の今後について（契約満了後）

契約満了時は収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益を見込める可能性があります。県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合や林業会社へ直接お問い合わせいただくか、もしくは県機関（地域県政総合センターの林業普及担当）へお問い合わせください。

②林道から遠い等の条件不利森林の今後について（契約変更後）

契約期間を概ね20年延長し、「環境保全分収林」として、さらに森林整備を継続する森林は、間伐の回数を増やして徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していきます。

（裏面もご覧ください）

令和3年度に分収林の整備を実施していただいた林業事業体の皆様を紹介します

厚木市森林組合



安全講習会を開催し安全管理を徹底しています

当森林組合は、昭和18年玉川村森林組合として発足し、厚木市発足後の昭和43年合併し今の厚木市森林組合となりました。

当時より造林・素材生産を主に活動をしていましたが、平成になり材価の低迷から素材生産をしなくなり技術が一旦途絶えましたが、今は高性能林業機械（レンタル）の導入により技術が担保されるようになりました。

また、当森林組合では加工販売事業にも力を入れ、平成5年完成の施設内で県産木材を活用した建築材・木製品の販売を行っています。

これからも、森林整備技術の向上に努め、安全・安心・確実で丁寧な作業に努めてまいります。また、組合員さんに期待され、災害に強い森林づくりを目指し活動をしていきたいと思っております。

厚木市森林組合



ザウルスによる作業道作設



スイングヤーダ（レンタル）



ハーベスタ（レンタル）による造材



特殊伐採



このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです

次のようなことはありませんか？

該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方（分収林だより宛名方）から相続を受けた。
- ◆ 代表者が変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合）
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がございましたら、お気軽に右記までご連絡ください。



連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121

厚木市七沢657

電話 046-248-6802

分収林課まで

（受付時間 平日8:30～17:00）

ファックス 046-248-0737



分収林だより



山北町承継分収林

○「環境保全分収林制度」について

環境保全分収林は、林道から遠い（概ね 200m 以遠）など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林を対象とし、皆様のご意向を確認させていただいたうえ、現行の分収林契約を変更し（契約期間を概ね20年延長）、さらに間伐を重ね、徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していくとともに、将来の森林管理に係る負担を軽減する制度です。

○契約満了後の森林管理について

①林道から近く（概ね200m以内）、上記制度の対象とならない森林、②上記制度の対象でありながら契約変更できなかった森林、③上記制度に基づき契約変更した森林、いずれも契約満了時に立木評価を行い、収益が見込めない場合は立木を無償譲渡し、その後の森林管理は皆様がご自身で行っていただくことになります。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合や林業会社※、もしくは県機関（地域県政総合センターの林業普及担当）へお問合せください。

※県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

○契約変更にかかる事務について

契約変更には、登記手続きが必要となるため、相続等により登記事項証明書の甲区記載事項と契約者が同一でない場合は、登記事項証明書の変更手続きを行っていただくようお願いします。また、共有林等を「環境保全分収林」として契約変更する場合、原則として共有者全員の同意が必要となりますが、県は関係者の取りまとめを行っておりません。（環境保全分収林をご希望される場合は、概ね令和6年度までに契約変更の手続きを完了していただくようお願いします。）

○契約満了にかかる事務について

相続登記が未了の場合、法定相続人全員の方と契約満了に関する協議書を交わす必要があるため、早めに相続登記の手続きを進めていただくようお願いします。また、地上権を抹消登記するため、県が嘱託登記を行うことは可能ですが、必要筆数（契約筆数）分の事務費（登録免許税）をご負担していただくようお願いします。



（裏面もご覧ください）

令和4年度に分収林の整備を実施していただいた林業事業体の皆様を紹介します

田中林業株式会社



若手からベテランまで活躍している会社です

弊社は、平成21年5月から箱根の山々を中心として、森林整備をはじめ特に素材生産を主に神奈川県森づくりに貢献して参りました。作業員は当初数人から始まりましたが、今は総勢18名となり若手からベテランまで幅広い年齢層がそれぞれで頑張っています。

現在は、ハーベスタなどの高性能林業機械を導入し効率的な素材生産を行う傍ら、神奈川県全域に渡って住宅地や公園の伐採、手に負えなくなった大径木の処理等も行っております。

また、住宅地での伐採や剪定、エクステリアなどの施工も得意とし、高い技術と実績で一般の方々にもご満足いただいております。

今後は神奈川県を中心に木に関する様々なお困りごとを解決しながらユーザーと森をつなぐ架け橋となるような会社を目指していきたいと思っています。

これからもお客様の思いを第一に考え仕事に取り組んでまいります。木にまつわる事でしたら何でもお気軽にご相談ください。

代表取締役 田中 孔馬

田中林業HP : <https://tanakaringyou.co.jp/>



搬器利用による素材生産



高性能林業機械の導入



大径木伐採



このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです



事務手続等に支障をきたすこともあるため、次のような場合、早めにご連絡をお願いします。

- ◆相続、贈与により契約者を変更した
- ◆代表者を変更した(組合、会社、寺社等で契約されている場合)
- ◆転居等に伴い住所、電話番号などを変更した

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

詳しくは、管轄の法務局へご確認ください。

＜横浜地方法務局＞

<https://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/index.html>

＜相続登記が義務化されます～相続手続を応援します～＞

<https://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/page000065.html>

連絡先



神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 **分収林課**

〒243-0121 厚木市七沢657

電話 046-248-6802

(受付時間 平日8:30～17:00)

ファックス 046-248-0737



分収林だより

分収造(育)林契約者の皆さんと県とを繋ぐ情報誌

環境保全分収林への手続き及び申し出期限について

平成29年度より開始した「環境保全分収林制度」への契約変更については、これまで多くの方が変更の希望をお申し出頂き、8割の方が手続きを済ませています。

変更のご意向がありながら、まだ契約変更に至っていない方につきましては、令和5年10月頃に郵送にて通知させて頂きましたが(※)、この変更契約を行うには、**令和6年度末までの**手続きが必要になります。

早めに関連する手続き・申し出を進めて頂きますようお願い申し上げます。

※共有林は代表者宛での郵送です。

○「環境保全分収林制度」について

環境保全分収林は、林道から遠い(概ね 200m 以遠)など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林を対象とし、皆様のご意向を確認させて頂いた上、現行の分収林契約を変更し(契約期間を概ね20年延長)、さらに間伐を重ね、徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していくとともに、将来の森林管理に係る負担を軽減する制度です。

○環境保全分収林への契約変更に必要な手続き

(1)森林所有者(共有者)の同意や相続について

- ① 契約対象地の共有者全員が契約変更同意し、承諾していること。(共有者により、全員の承諾書が必要となりますが、県は関係者の取りまとめは行っておりません)
- ② 登記の登記名義人が、現在の所有者に変更されていること。(相続等により登記事項証明書の登記名義人と契約者が同一でない場合は、登記事項証明書の変更手続きを行っていただくようお願いいたします。)

(2)契約変更及び地上権延長の手続き

契約変更及び地上権延長の登記手続きのためには、下記書類が必要となります。

・変更契約書 ・登記承諾書
・登記原因証明情報 ・登記名義人の印鑑証明書

登記事項証明書に記載の登記名義人の住所等が変更となっている場合は、履歴の証明書となる住民票、戸籍の附票等が、必要となる場合があります。

(裏面もご覧ください)

承継分収林の契約満了について

承継分収林は平成29年度から順次、分収林契約の満了が始まっています。

- ①林道から近く(概ね 200m 以内)の環境保全分収林の対象とならない森林
- ②環境保全分収林の対象でありながら契約変更を行わなかった森林

いずれも契約満了時に立木評価を行い、収益が見込めない場合は立木を無償譲渡し、その後の森林管理は皆さまがご自身で行って頂くことになります。

○契約満了にかかる事務について

相続登記が未了の場合、法定相続人全員の方と契約満了に関する協議書を交わす必要があるため、早めに相続登記の手続きを進めていただくようお願いいたします。また、地上権を抹消登記するため県が嘱託登記を行うことは可能ですが、必要筆数(契約筆数)分の事務費(登録免許税)をご負担して頂きます。

承継分収林契約満了後の森林管理について

契約満了時点で収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益が見込める可能性があります。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合や林業会社(※)、もしくは県機関(地域県政総合センターの林業普及担当)へお問合せください。

※県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

○譲渡後の森林管理に関する問合せ先

県央地域県政総合センター森林部森林保全課	TEL:046-248-6802
湘南地域県政総合センター農政部森林課	TEL:0463-22-2711
県西地域県政総合センター森林部森林保全課	TEL:0465-83-5111

契約者の皆様へ、神奈川県からお願いです

契約を継続するため、次のような場合、早めにご連絡をお願いします。

- ◆相続、贈与により契約者を変更した
- ◆代表者を変更した(組合、会社、寺社等で契約されている場合)
- ◆転居等に伴い住所、電話番号などを変更した

連絡先

神奈川県自然環境保全センター森林再生部 分収林課
〒243-0121 厚木市七沢657
電話 046-248-6802 (平日8:30~17:00)
ファックス 046-248-0737

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
詳しくは管轄の法務局へご確認ください。

